

大台町水道事業料金改定（案）及び大台町生活排水処理事業料金改定（案）に係る
パブリックコメントの結果について

- 1 意見の募集期間 令和6年10月22日（火） ～ 令和6年11月12日（火）
- 2 意見の募集方法 窓口で縦覧（役場建設上下水道課・各出張所）、ホームページ
- 3 意見の提出方法 直接窓口に提出、郵送、FAX、Eメール
- 4 意見の提出者数 5人
- 5 意見件数 14件

6 町の考え方区分と件数

区 分	項 目	件 数
ア	ご意見を受けて原案を修正するもの	0
イ	原案とご意見の趣旨が同様であるもの	1
ウ	ご意見を原案に反映しないもの	5
エ	ご意見を今後の事業運営の参考とするもの	3
オ	ご意見として伺うもの	5

いただきましたご意見につきましては、内容や趣旨を損なわないよう一部要約して掲載しております。ご了承ください。

ご意見の趣旨と町の考え方

番号	意見の概要	大台町の考え	町の考え方 区分
1	① 水道料金について P 4 の第 3 案の基本料金 2 5 % 従量料金 2 2 % は、あまりにも引き上げ率が高い。電気料金やガソリン代等の物価の上昇が激しい時期でもあり、家計に占める割合があまりにも大きすぎる。 年金も目減りしている中、家計は苦しい一方です。 財源が確保されるのであれば、第 2 案がいいのではないかと思います。	水道事業は、地方公営企業として事業を行っており、地方公営企業法では、独立採算制が経営の基本とされ、経営に要する費用は受益者負担の原則が求められています。 近年の電気料金の値上がり、物価高騰などにより事業経営が厳しくなっており、事業費用と料金収入のかい離を縮小し、事業経営の改善を図る必要があります。 また、老朽化した管路更新の財源を確保する必要もあるため、料金改定を実施したいと考えています。 改定率については、管路更新時に交付率の高い国の補助事業の採択を受ける要件（使用水量 1 0 m³あたりの 1 ヶ月の料金が、国より通知される平均料金より高くなっていること。）を満たすことで、受益者の将来負担の軽減が見込めることから、第 3 案を改定案としています。	ウ
2	② 生活排水処理事業について 改定率 6 2 . 5 % 2 , 7 5 0 円は、あまりにも率が大きすぎる。せめて改定率 5 0 % に抑えてほしい。 6 , 6 0 0 円が妥当だと思う。 ブローの電気代返還は、維持してほしい。 ①、② いずれも足りなくなったから上げるのではなく、長期的な展望にたった予算編成を望みます。	生活排水処理事業についても水道事業と同様に、地方公営企業として事業を行っており、独立採算制の原則が求められています。 水道事業と同様に近年の電気料金の値上がり、物価高騰などに加え、浄化槽の保守点検料、清掃料の値上がり等により事業経営はさらに厳しくなっています。公共浄化槽事業においては、一番小さな合併処理浄化槽（5 人槽）の維持管理にかかる最低限必要な費用も、使用料でまかなえない状況となっていますので、事業費用と料金収入のかい離を縮小し、事業経営の改善を図る必要があると考えています。 現行の料金水準の設定は、合併処理浄化槽（5 人槽）の維持管理費と使用料がほぼ同額となるよう算定していることから、今回の改定においても、この考えを踏襲し料金算定を行っていますが、改定率・改定額が大きいことから、使用者の急激な負担増を避けるため、5 ヶ年をかけて段階的に値上げを行うこととしています。	ウ

		公共浄化槽のブローの電気代返還につきましては、現在1年間分をまとめて返還しているものを、改定案では毎月の使用料から電気代返還分を差し引いて請求する形に変更するものであり、ブローの電気代の負担を町が行うことには変わりはありません。 今回の料金改定にあたっては、水道事業、生活排水処理事業ともに、令和30年までの財政予測を行い、それぞれの料金ができるだけ長期にわたり安定的に維持できるよう料金算定を行っています。	
3	① 水道管等施設の老朽化は当然予測されたことであり、それを理由に料金改定（値上げ）を広報に掲載しただけで住民に対する説明もなく進めていくことは住民をないがしろにするものであり強く反対する。	近年の電気料金の値上がり、物価高騰などにより厳しくなった事業経営の改善を図り、老朽化した管路更新の財源を確保することを目的に今回、料金改定を実施したいと考えています。 老朽化による事故の未然防止と災害に強いライフラインを構築し、将来にわたり安心して安全な水道水の供給を行うためには、水道管等施設の適時適切な更新と耐震化を進めていかなければならず、これらの財源確保が必要となります。 改定案の検討にあたりましては、区長会・議会全員協議会にて、厳しいご意見もいただきながら、協議を行ってまいりました。広報誌・ホームページ等による周知としたのは、直接町民の皆様のお手元に届き、周知の効果が大きいと考えたことによるものです。	オ
4	② 個人が管理する合併処理浄化槽の維持管理費用と公共浄化槽の使用料で負担額のかい離が大きくなっていることを生活排水処理事業の料金改定（値上げ）の理由にすることは、間違っていると思う。個人が管理する合併処理浄化槽の維持管理費に対して町が一定の額を補助すべきである。	個人が管理する合併処理浄化槽の維持管理費用と公共浄化槽の使用料で負担額のかい離が大きくなっていることも改定理由の一つですが、公共浄化槽も個人が管理する合併処理浄化槽と同様に保守点検料、清掃料の値上げにより使用料と維持管理費用のかい離が大きくなっております。このことから、事業経営の改善を図る必要があるため、今回の料金改定の実施に至っています。 現在のところ、個人が管理する合併処理浄化槽について、その維持管理費に対して補助を行うことは考えていません。ただし、一定の要件を満たしていれば、町に寄付採納を行っていただくことで、公共浄化槽として町が管理を行う制度もあります。	ウ

5	③ 料金を上げるべしでなく国に対して特別地方交付税の交付を要望するとか、施設の老朽化についても国、県の補助金を受けることができないのかなど、住民に負担をかけないように努力することこそが先決だと思う。	今回の料金改定では、地方交付税の交付要件や、水道管の更新時における交付率の高い国庫補助金の採択要件などを考慮し、改定案の算定を行っています。 これまでも日本水道協会等、関係団体を通じて「補助金の採択要件の緩和、統合された簡易水道に対する財政措置」等、要望を行っておりますが、引き続き国、県に対して要望活動を行ってまいります。	エ
6	水道料金改定（案）について 1. P 1～P 3 人口減少、世帯数減＝有収水量の減少。インフラの老朽化＝修繕費の増大。電気料金など経費の高騰についても理解できる。がしかし、いかに納得していただくかが本資料の役割であろう。 そのためにはまず支出の見直しが重要でありいかに、行政は工夫して経費削減を図っているかを示す必要がある。 ①水道の検針を2ヶ月ごとにして人件費の抑制を図る。 ②節水を呼びかけ、施設の長寿命化を図る。（特に大口使用者に効果が期待できる。） ③ その他諸々	今回の資料には掲載しておりませんが、経費の削減については、継続的に取り組んでいます。 ①については、検針を2ヶ月に1回にすることで経費削減を図れることは認識していますが、検針時に使用水量の異常をチェックしており、その間隔が長くなることにより、空き家や宅内の漏水発見が遅れてしまう恐れもあります。また、料金の請求も2ヶ月に1回となり、支払時の負担額が大きくなることに不安を感じる方もみえると思われます。 ②については、一定の経費削減効果は見込めることから、小口から大口まで全ての使用者に節水を呼び掛けてまいります。しかしながら、近年の電気料金を始めとする物価高騰や人口減少に伴う料金収入の減少などにより悪化する経営状況の改善や、老朽化が進む水道管の更新の財源をまかなうことは困難であると考えます。 ③については、具体的に次のような取組を行っています。 ・毎年実施していた配管図の更新業務委託を、事業量の減少に併せ、おおむね5年毎の更新とした。 ・軽微な修繕や草刈りなどの施設の維持管理について、安易に業者委託せず職員が行う。	エ
7	2. P 4～P 10 料金改定の検討案について ①まず最初に第3案を原案として提出し、以下第1案、第2案、第3案を示していますが、値上げ案を最初に示していることから、まず値上げありきの姿勢がうかがわれます。	経費削減には努めていますが、近年の電気料金を始めとする物価高騰などにより、事業費用と料金収入のかい離が大きくなっており、一般会計からの繰出を受けなければ、事業経営が出来ない状況となっています。 また、老朽化した管路更新の財源を確保する必要もあることから、今回の料金改定の実施に至っています。	オ

8	②逦増型料金体系を否定し単純均一料金体系を採用するとしています、1の②に示したように商品としての水を大切に使い、施設の長寿命化を図るためには大口使用者に逦増型料金体系を適用すべきです。理由として記述されていることは企業内の努力（あるいは施設内の努力）でなされるべきで、行政が付度して、一般家庭に負担を上乗せすることは避けるべきです。	大台町内の水道大口使用者は、医療機関、保育園・小中高等学校、高齢者福祉施設、畜産・養鶏事業者など、町民の日常生活に密接に関連する事業者や地域産業の担い手の方々であり、過度な負担を求めることは適切でないと考えています。	ウ
9	生活排水処理事業料金改定（案）について 1. なぜ62.5%もの大幅な料金改定が必要となるのか。公共下水道事業の赤字分を補てんする財政支出と公共浄化槽事業の赤字分を補てんする財政支出を受益世帯で比較した資料も提出すべきである。 旧宮川村の施策である公共下水道事業は加入世帯の低迷、ポンプやブローの更新の多額の費用が掛かり管路自体の老朽化も深刻であると推測される。このまま維持できるのか。別の施設（共同合併浄化槽など）に転換するなど、方向性を示して公共浄化槽の使用者の理解を得る必要があるのではないか。 ①合併処理浄化槽利用世帯は、年額73,690円でいいのではないかという意見が出る。	公共下水道事業・公共浄化槽事業のそれぞれで1世帯あたりの年間使用料と維持管理費用を算出し検討を行っており、詳細は町ホームページ「令和6年7月17日、19日開催 生活排水処理事業運営委員会、令和6年8月7日開催 議会全員協議会 生活排水処理事業料金改定説明資料」7頁、9頁に掲載しています。 しかし、今回の資料に掲載していませんでしたので、別添のとおり添付させていただきます。 公共下水道事業と公共浄化槽事業の維持管理費を戸数按分で比較しますと、公共浄化槽事業の方が費用は高くなります。これは、公共下水道事業では汚水をまとめて処理することでコストが抑えられるのに対し、公共浄化槽事業では、浄化槽1基毎に点検費用や清掃費用等が必要となるためです。 公共下水道事業においても、今後人口減少と共に料金収入が減少することは予測され、施設も老朽化が進みます。施設の更新には多額の費用が必要となることから、ご指摘のとおり、今後公共下水道事業の方向性を検討する必要があると認識しています。 今回の料金改定案では、町民が住んでいる地域により、使用料に差が生まれ公平性が損なわれることのないよう、公共下水道使用料と公共浄化槽使用料は同一料金としています。その上で、合併処理浄化槽（5人槽）の維持管理費と使用料がほぼ同額となるよう料金算定を行っています。	エ

10	全般にわたって 回覧によってパブリックコメントとして意見を求められました。内容については役場にて閲覧するかホームページを開き見てくださいとのこと。パソコンでホームページを開く町民が何人いるか、閲覧に出向く町民が何人いるか。タイムテーブルにしても、行政の履歴を残すためのスタンスを示しているだけで町民に理解してもらい姿勢が感じられない。「丁寧に説明して理解を得る」という国政の空念仏を大台町政でも聞く思いがある。議員諸氏の議会報告でも、一人の議員がこの問題を取り上げただけで町民生活に直結する水道・排水処理の料金値上げの情報とそれぞれの問題意識を明確にすべきだと考えている。	パブリックコメントの実施方法としては、役場、各出張所、ホームページでの閲覧は一般的であり、本町としてもこの閲覧方法は妥当であると考えています。 料金改定の検討状況を、広報誌・ホームページ等による周知としたのは、直接町民の皆様のお手元に届き、周知の効果が大きいと考えたことによるものです。 議員の方へのご意見につきましては、町としての意見を控えさせていただきます。	オ
11	旧宮川地区での下水道事業は不適正との考えから、現在合併浄化槽を設置しているものの単独から合併への切替の際、母屋と離れの位置関係から勾配が取れておらず、流れが悪いため下水道に接続を予定しています。今回の料金改定について、広報及び議員の議会報告によると、下水道と公共浄化槽の料金差約1,000円／月は浄化槽のブロー電気代との記載があります。さて当方の電気料金ですが、太陽光発電及びオール電化（エコキュート、IHクッキング）により、中部電力のEライフプランに加入。R5.11月～R6.10月分の料金は3,	今回の料金改定案では、合併処理浄化槽（5人槽）の維持管理費と使用料がほぼ同額となるよう料金算定を行っており、公共浄化槽の電気料金は、条例により町が負担することとなっていることから、維持管理費に含まれる電気料金については、上限額である月額1,000円で算定を行っています。 この電気料金の算定は、5人槽と7人槽の1年間のブロー消費電力の平均値に中部電力の1kwあたりの電気料金を乗じて算出しています。 料金改定案では、1年間の電気料金をまとめて還付していたものを、使用料から差し引くことに変更することから、差引額については過去5年間の平均月額を算定額としています。 近年ブローも消費電力の少ないものが増えてきていますが、町の公共浄化槽に設置されているブローは古い形式のものが多くが現状であり、ブロー消費電力は古い形式のもので算定しています。ブローの耐用年数は約10年であり、修繕できないものについては、消費電力の少ないブローに更新しているところです。	ウ

	200～4, 200円で月平均3, 700円として、その内基本料金が1, 750円、電気使用料金は月2, 000円弱となります。もちろんブローは24時間365日使用した上での料金です。それがブロー電気料金月額約1, 000円の差額とは驚きです。再度検討願います。	今回の料金改定案にかかる条例改正の中で、今後は財政状況を勘案しつつ、おおむね5年毎に料金の見直しを行う条項も追加する予定であり、公共浄化槽使用料から控除する電気料金の額についても見直しの対象としています。	
12	水道料金は平成27年度以降、生活排水処理事業は平成11年度以降改定が行われていません。 公営企業は基本原則として料金収入で運営することになっていますが、これまでの間、大台町では人口減少や施設の老朽化等は当然予期できたはずです。 町当局や議会がこれまで放置したのは何故なのか検証していただきたい。	水道料金は平成27年度以降、生活排水処理事業は平成11年度以降、経費削減に努めながら事業経営を行ってきましたが、毎年度一般会計からの繰入に頼る状況でした。しかしながら、近年の電気料金を始めとする物価高騰などにより、事業経営は一層厳しくなったことから、料金水準の適正化を図る必要があるため、今回の料金改定の実施に至っています。 今後は、おおむね5年毎に財政状況を勘案しつつ、料金の見直しを検討していくことを条例に定めて、事業経営を行っていくこととしておりますので、ご理解をお願いします。	オ
13	水道料金、生活排水処理事業料金に加えて後期高齢者医療保険料等、県下有数の高額負担の町になるが、このような事象は、大台町には住みたい、大台町に住み続けたいと願う町民の町づくりにどのような影響が出るか検証をお願いしたい。	水道事業並びに生活排水処理事業は、公営企業として事業を行っており、独立採算制による経営が原則となっています。しかし、現在は両事業とも料金収入だけでは事業経営ができないことから、一般会計からの繰出を受け入れ、事業経営を行っています。 一般会計からの繰出が過剰になると、他の公共サービスや施策に割り当てる予算が圧迫される可能性があり、子育て支援や教育、福祉、インフラ整備等、他の施策への影響が懸念されます。 それぞれのサービスを利用する方々が、その利用に応じて料金を支払う受益者負担の原則により適正な料金水準の設定に努め、持続可能な事業経営と公共サービスの質の向上に努めてまいります。	オ
14	水道料金、生活排水処理事業料金の今回の料金改定について、なんらかの激変緩和措置を考えていただきたい。	生活排水処理事業の今回の料金改定案は、改定率・改定額が大きいことから、使用者の急激な負担増を避けるため、5ヶ年をかけて段階的に値上げを行うこととしています。	イ